

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	中央卸売市場	
許 認 可 等 名	他の卸売市場の卸売業者からの買付の承認	
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例	
根 拠 条 項	第48条第2項第2号イ	
連 絡 先	(電話 628 - 2759)	
審 査 基 準	<p>(仲卸業者の業務の規制) 第48条 【略】 2 仲卸業者は、その許可に係る市場内においては、当該許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等を市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売してはならない。ただし、その許可に係る取扱品目の部類に属する生鮮食料品等であって当該市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たしているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 【略】 (2) 当該市場の卸売業者が、他の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場において卸売の業務を行う者が卸売をする生鮮食料品等を買入れる場合であって、当該契約に基づく買入れが次に掲げる要件を満たしていること。 ア 当該契約において買入れの対象となる生鮮食料品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間(1月以上のものに限り。)及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。 イ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び市長の定める事項を記載した承認申請書を市長に提出して、市場取引委員会の審議を経て当該契約に基づく卸売が当該市場における取引の秩序を乱すおそれがない旨の市長の承認を受けていること。</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	<p>標準処理期間 総日数 10日(休日を除く)</p> <p>(設定しないものについてはその理由)</p>	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

(3) 【略】  
3～6 【略】

徳島市中央卸売市場業務条例施行規則  
(市場の卸売業者から買い入れることが困難な場合)  
第61条 条例第48条第2項ただし書に規定する仲卸業者が市場の卸売業者から買い入れることが困難なものを当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売しようとする場合は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 当該市場の取扱品目の部類に属する物品であって、通常取引において当該部類に属する卸売業者が卸売をしないものがある場合
- (2) 当該市場の取扱品目の部類に属する物品であって、通常取引において当該部類に属する卸売業者の卸売のみによっては、当該市場における当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合
- (3) 当該市場の取扱品目の部類に属する物品であって、市場外におけるその取引の状況等からして、当該部類に属する卸売業者が卸売することが、価格の面で当該市場における当該物品の買受けを制限することとなるものがある場合

審査基準

基準